

はじめよう！ 「地域学校協働活動」

～「みやぎの協働教育」が目指す
新たな地域と学校の連携・協働に向けて～

平成 29 年 11 月
宮城県教育委員会

目 次

はじめに	1
1 地域学校協働活動について	2
(1) 地域学校協働活動とは	
(2) これまでの「みやぎの協働教育」における活動との違い	
(3) 地域学校協働活動の効果	
2 地域学校協働本部について	4
(1) 地域学校協働本部とは	
(2) これまでの「みやぎの協働教育」における推進組織との違い	
(3) 地域学校協働本部の設置	
(4) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との連携	
3 地域学校協働活動の推進体制の整備に向けて	7
(1) 推進体制の整備に向けた役割	
(2) 地域学校協働本部の立ち上げ	
(3) 地域学校協働本部の核となる構成員について	
4 地域学校協働活動への発展に向けて	15
(1) 目標やビジョンの共有	
(2) 一方向の「支援」から双方向の「連携・協働」へ	
(3) 個別の活動から総合化・ネットワーク化	
5 地域学校協働活動の基盤となる活動の充実に向けて	20
(1) 学校支援活動	
(2) 家庭教育支援活動	
(3) 地域活動	
(4) 放課後子ども教室	
6 先進事例から学ぶ	24
先進事例① 豆ボラ神守	
— 愛知県津島市立神守中学校地域学校協働本部 —	
先進事例② 学校支援から地域創生へ発展	
— 高知県南国市立稲生小学校地域学校協働本部 —	
7 参考資料	28
(1) ワークショップシート（例）	
(2) 学校の教育計画への位置付け（例）	
(3) 打合せ簿（例）	
(4) 地域学校協働本部設置要綱（例）	
(5) 地域学校協働活動推進員設置要綱（例）	
(6) 危機・安全管理，個人情報管理対策資料	
8 参考情報（関係法規・国及び県の施策等）	34
(1) 社会教育法	
(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	
(3) 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働 の在り方と今後の推進方策について（答申）	
(4) 第2期宮城県教育振興基本計画 ～志を育み，復興から未来の創造へ～	
(5) 「みやぎの協働教育」の今後のあり方（意見書）	
おわりに	39

〈子供の表記について〉

文中においては、「子供」と表記していますが、「放課後子ども教室」（※国においては「放課後子供教室」と表記）や「放課後子ども総合プラン」等の固有名詞については、そのまま「子ども」と表記しています。